

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回障害者地域生活支援事業選定審査会
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 1 日 (金) 午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	近棟健二委員、三田優子委員、高橋昌子委員、杉本隆志委員
欠 席 者	村上典代委員
案 件 名	(1) 会議運営事項の確認について (2) 枚方市相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業実施事業者募集要項 (案) について (3) 障害者地域生活支援事業者選定審査会選考基準 (案) と選考方法について
提出された資料等の名 称	資料 1 枚方市相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業等実施法人の選定について (諮問) (写し) 資料 2 次第 資料 3 障害者地域生活支援事業者選定審査会委員名簿 資料 4 障害者地域生活支援事業者選定審査会委員配席表 資料 5 枚方市相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業実施事業者募集要項 (案) 資料 6 枚方市相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業実施事業受託に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて (案) (関係書類一式) 資料 7 障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考基準 (案) 資料 8 選考審査の手順について (案) 資料 9 今後のスケジュール (案) 資料 1 0 枚方市附属機関条例 (抜粋) 資料 1 1 枚方市情報公開条例 資料 1 2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準
決 定 事 項	・ 枚方市相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業実施事業者募集要項 (案) について審議した。 ・ 障害者地域生活支援事業者選定審査会選考基準 (案) と選考方法について審議した

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 ・ 枚方市情報公開条例第 5 条第 3 号、第 6 号、第 7 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	答申後に開示する。
傍聴者の数	0 人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容	
会長	ただいまから令和 7 年度 第 1 回 障害者地域生活支援事業者選定審査会を開会いたします。 はじめに、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。
事務局	本日の出席委員は 4 名でございます。委員数の 2 分の 1 以上のご出席を得ておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録について、ご審議いただきますが、審査会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきます。
会長	本日は、今年度の第 1 回目の会議ということで、我々委員については昨年度から変更はありませんが、事務局については、人事異動があったとお聞きしています。 まず、事務局からご挨拶をいただき、その後、事務局職員の紹介をお願いします。
事務局	【福祉事務所長挨拶】
事務局	続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 【事務局紹介】 なお、市長から本審査会会長への諮問書写しにつきましては、後ほどご説明いたしますがタブレットに掲載しておりますのでご確認ください。 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。 なお本日の資料は、ペーパーレスにてお示しいたします。説明に該当するページは、事務局が操作し、表示させていただきますのでよろしく願いいたします。 【資料確認】 事務局からは以上です。
会長	それでは、審議を進めていきます。「会議運営事項の確認について」です。

事務局	まず、本審査会につきまして、公開とするのか、非公開とするのか、ですが、本審査会については枚方市附属機関条例により、2つの担当事務が規定されています。昨年度については、市長からの諮問に基づき、既存の相談支援事業及び地域活動支援センター事業実施法人の運営評価に関する審議を行っており、法人に対する評価に係る情報を取り扱うことなどの理由から、会議については非公開とする取扱いとしてきました。 今回は、もう一つの担当事務である、新たに相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業を実施する法人の選定について諮問されており、例年とは審議内容が異なることから、改めて取り扱いについて確認したいと思います。 それでは、会議の公開・非公開について、事務局の説明を求めます。 資料 12 の「枚方市審議会等の公開等に関する規定 解釈・運用基準」をご覧ください。資料の3ページをお開き願います。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとされていますが、同条ただし書きで、1号から3号に該当する場合は、公開しないことができます。 次に、資料 11 の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開き願います。「枚方市情報公開条例」第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から4ページまでまいりまして、第7号まで列挙している「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。 これらの中で、本審査会では、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第6号の意思形成過程にある情報として、例えば、募集条件等を定める募集要項や具体の事業者選考基準を定める場合、また事業者選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当します。加えて、第7号の事務事業執行過程にある情報として、先ほどと同じく、具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。 そのため、本日の案件①の整備事業者の募集要項について、また、案件②の障害者地域生活支援事業者選定審査会選考基準（案）と選考方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えております。
会長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いま

	すが、選考手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とすることが必要な事案もあります。 そのため、案件①の整備事業者の募集要項について、と、案件②の整備事業者の選定審査会選考基準と選考方法についての審議については、ともに非公開とするのが妥当と考えますが、皆さん、いかがでしょうか。 【委員了承】
会長	それでは、本日の会議の案件①及び②については、非公開とします。 次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。
事務局	今後の会議の案件につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、先ほど会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いします。
会長	ただ今、事務局から次回以降の会議について、非公開としたい旨の説明がありましたが、いかがでしょうか。 【委員了承】
会長	それでは、次回以降の会議については非公開とします。 続きまして、本会議の会議録について事務局から説明を求めます。
事務局	再度、資料 12、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の 10 ページをご覧ください。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第 6 条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第 3 項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第 4 項で審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録案を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきたいと思います。 なお、発言者の表記につきましては委員の皆様の活発な議論をお願いいたしたく、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記し

会長	たいと考えております。 また、審査会からの答申を踏まえて市で事業者を決定した後に、会議録及び、資料のうち、本市の情報公開条例において非公開とするものを除くものについて公開いたします。 ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになりますので、各委員の発言は記録されますが、発言者の表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。 【委員了承】
会長	会議録は、事業者決定後に、資料とあわせて公開されるので、よろしくお願いします。 次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。
事務局	本日の会議資料につきましては、すべてタブレットに掲載しておりますので、お持ち帰りいただけるものはございませんが、事前に委員の皆様にお送りいたしました資料の中で、本日の案件の資料にあたります資料５から９につきましては、これからご審議いただきますが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることは、公平性の観点から支障があると考えますので、本日、ご持参いただいた方につきましては、会議終了後、事務局でお預かりしたいと考えております。 それ以外の資料については、お持ち帰りいただいても支障はありませんが、差し支えなければ、資料５から９と同様、事務局により、委員ごとに資料をファイルに綴じまして事務局で保管させていただきたいと考えております。 なお、事前にお送りした資料をご自宅等にお持ちの方につきましては、先ほど申し上げました趣旨を鑑み、保管はくれぐれも厳重に行っていただきますようお願いいたします。
会長	会議資料の取り扱いについて、ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。 【委員了承】
会長	会議運営事項の確認はこれで終了します。

	それでは、次第５、案件の審議に入りたいと思います。 まず、案件①の「枚方市相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業実施事業者募集要項（案）について」、事務局の説明を求めます。 なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで説明していただき、その都度、審議していくということで、いかがでしょうか。 【委員了承】
事務局	では、まず資料５の募集要項（案）のうち、「１．目的」及び「２．事業の概要」について、事務局から説明をお願いします。 （事務局説明 資料５ 項番１～２）
会長	では、「枚方市相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業実施事業者募集要項（案）について」、審議を行います。 ただいま説明のあった募集要項（案）の「１．目的」及び「２．事業の概要」までで、ご意見のある方はおられますか。 【意見なし】
会長	続いて、「３．応募資格及び欠格条項」及び「４．事業実施施設等の要件」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局説明 資料５ 項番３～４）
会長	ただいま説明のあった「３．応募資格及び欠格条項」及び「４．事業実施施設等の要件」までで、ご意見はありますか。
委員	４－５引継ぎのところですが、新しい事業者が今度、辞退される事業者が運営していた地域とすごく離れていることもあるかと思います。引継ぎは、利用者側が選ぶ話かと思うのですが、ほかの法人、つまり新しいところがあまりにも通うのも大変で、アクセスも悪くて行きづらい場合は、ほかの既存のセンターを紹介するとかそういうことを市のほうでやるという理解でいいですか。
事務局	それは大丈夫です。現状の事業者で引継ぎについては検討してもらうことになるので、必要に応じて市にも相談いただいたうえで、一番

	適切なところに引継ぎする形で事業者を補助するようにします。
委員	わかりました。事業者が相互に行い、ヘルプが必要な時は市のほうにお願いをするということですね。
委員	2 ページの 3 の応募資格の令和 7 年（2025 年）11 月 1 日時点で指定見込みの場合を含むということなのですが、この令和 7 年（2025 年）11 月 1 日時点でということなのですが、募集要項を配布、開始してから指定の申請をしても間に合うというスケジュールになるのでしょうか。
事務局	募集を締め切って、事業を開始するまでの間に指定がされていれば運営ができると想定しましたが、指定申請が何か月前に行われていないと間に合わないかは把握しておりません。
委員	11 月 1 日時点でというのが、どのようにという、こちらの選定のスケジュールでというそういう趣旨ですか。
事務局	そうですね。選定の審査をするときにできているようにと考えています。
委員	今回、新たに選定するという形ですが、前の事業所が辞退される理由が人員の不足ということなのですかね。人員でいうと、どの事業所もそういう理由で運営が困難になりうるのかなと思われるのですが、果たしてそれだけが理由だけだったのかなというのがあるって、根本的な問題が解決していなかったらまた他の事業所も辞退ということになって利用者がバタバタとしてしまうのではないと思われるのですけど、今回は結局、人員の手配だけの問題なののでしょうか。
事務局	辞退の意向を確認した際に法人から聞いた内容では、主に人員の問題ということでした。相談支援事業では、中堅以上の職員を配置しないといけないということで、ほかの事業所なら、管理者ができるくらいの人材を複数配置しないといけないことが、複数の事業を回していくうえで、非常にしんどい状態であったことを仰っていました。そこで現状法人として特に注力したい部分に人員を集約するために、相談支援を遠慮したいということでした。
委員	中堅以上の人材ということになると、今すぐの話ではないと思うのですが、予算が足りているのかという問題もあるのかと思います。あ

	る程度の報酬が保障できれば集めやすくなるという可能性もあるのかと思われるので、この辺りは今後、検討材料になるのかと思われますし、次に新しく引き受けられる所もそういった人材を新たに確保する確約というか、どうなるのかという部分もあるので、募集要項を見ても、特に何か書いてはなかったと思われるので、その辺りはどうされるのか。要は、始まるまでにきちんと人材が確保できるのかという問題はあるかと思われるのですが、その辺りは大丈夫なのでしょう
事務局	新規開設予定の事業所ではその時点で、まだ雇用契約などまではされていなかったという事態もあるのかもしれないですけど、そこは見込みでそれだけの人員配置をする予定あるということを確認の上、それを実行してもらうという条件での選定になります。
委員	それを見込んで選定していくということによろしいでしょうか。
事務局	新規開設の事業所ということになりましたら、そうなります。
委員	今のと関連して、昨年度のこの会の議論で何度も出てきたのは、面談までした法人もありましたけど、赤字部分じゃないけれど、事業を維持することが大変だと聞く中で、改善などの要望だけはこちらからたくさん言ったわけですね。昨今物価が上がってる中で、この委託料は一円たりとも上がらないという理解でいいですか。つまり、今回辞退した法人は、恐らく先ほどの話を聞くと、本体の施設があって、単体ではなく、複数の事業を運営する中で、一番の赤字部門を切るという選択をしたんだと。 たぶん運営しているときも、母体のほうからお金を補填してたのではないかと推測されますが、それができない法人だったらもう手を挙げられないのかと思います。真にやる気がある、いい法人が撤退していくではないかと思い、前回の審査会でもこの委託料の金額はどうにかならないですかねって話はさんざんしましたが、検討はされておらず、減額こそないけれども、増額もないという理解でいいですか。
事務局	ご意見ありがとうございます。今回、募集要項に提示させていただいてますが、あくまでも確定している今年度の予算ということで掲載をしているもので、募集要項の下に※令和7年度現在の金額であり今後変更する可能性がある」と記載しております。 ご指摘ありましたように、人件費、最低賃金の上昇であったり、物価の上昇であったりと昨今の背景等があることは十分承知をしている

	ところでありまして、予算を確定する過程として、庁内のあらゆる部署との協議のうえ、最終的に議会のほうでご審議、承認を得て、決定していくということもございます。従いまして我々の思いだけでその辺り対応することのお約束はできないのですが、いただいたご意見や、事業者の経営状況等の確認をしたうえで、今後検討するという内容と承知はしておりますので、よろしくお願いいたします。
委員	余計なことを言いますけれども、今後検討しますと、何年も続いて聞いているので、事情もわかりますが、大事な事業なのに撤退、辞退というのが起こるのは、枚方が積み上げていた大事なことを維持できるのかと、厳しいというのは重々承知なのですが、実際、書類を見て面談をしてみて、今後運営していく上ではどうですかって言ったら、経済的には厳しい面もあると聞くと、それもそうだろうなと感じます。資格があって、権利擁護をやってくださいっていうのが、どうかなと思いました。
会長	そう言った部分も含めて、庁内の折衝なんかも大変だと思うのですが、予算を増額して、是非この事業に少しでもまわしていきたいなと思います。人材のほうもなかなか、どこをやっても厳しいところがあると思いますので、その辺はヒアリングでお聞きしながら進めればなと思います。その他よろしいでしょうか。 続いて、「５．募集要項及び申込書類の配布」から「８．募集に係る質問等について」まで、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料５ 項番５～８)
会長	ただいま説明のあった「５．募集要項及び申込書類の配布」から「８．募集に係る質問等について」の中でご意見はありますか。 それでは、事務局から続きの説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料５ 項番９～最後まで)
会長	では「９．選定及び決定等」から最後まででご意見はありますか。 それでは、続いて事務局から資料６「枚方市相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業実施事業受託に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案) (関係書類一式)」の説明をお願いします。

事務局	(事務局説明 資料6 関係)
会長	資料6 関係書類で、ご意見のある方はおられますか。 案件①について、これまでのところで他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 今回いただきましたご意見では、大幅な修正意見は無かったと思いますので、皆さんからいただきましたご意見を踏まえ、今後、事務局で資料の修正を行ってまいります。今後の手続きを円滑に行うため、資料の修正に係る事務局との調整は、会長である私にご一任いただけますでしょうか。 また、修正後の資料は、後ほど事務局から皆さんにご報告させていただきます。このような取り扱いでよろしいでしょうか。 【委員了承】
会長	ありがとうございます。 それでは事務局と調整して作業を進めてまいります。 次に、案件②のうち、障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考基準（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料7 関係)
会長	案件②のうち、選考基準（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。
委員	前回の記憶の中で、委員も言われたと思うのですが、会計の書類が大量に提出されたけれど、法人全体のものが中心で、肝腎の事業所の部分がよく分からないというスタイルはこのままで、改善を求めても難しいのでしょうか。
委員	そうですね。全体を見るという、その事業を見るという両方を見ていかないといけないと思うのですが、事業を抜き出して見るとなると、良く見せようと思ったら良く見せられるし、悪く見せようと思っても、どちらでもできるということがあって、それで会計で行くと結果全体で把握、母体として、何とかやっているという形となり、見にくくなるのかと。となると財産的な担保が取れるのかどうか、というような形が、一番、見方としては、お金があるのかといった話になる

	のかと思われるのですけれども、このあたりは悪意を持てばどうとでも作れてしまうという部分があって、こちらが選別する手段がないということになりますので、たしか前回に選定するときに、会計の計算書とか資料が出てきた中を見ると、割り振りを適当にしているような数値もあり、明らかにこんな額はかからないかというのもあったのは確かで、どこまで見るのかと、なかなか悩ましい問題になるかなと。場合によっては、見にくいとなれば、追加の資料をもらうという手段しか、現状は考えにくいかと思います。
会長	提出されたものを実際に見ていただいて、必要に応じて求めるという。
委員	そうならざるを得ないかと。明らかに適当と思われない、実際にきちんと整理されたものを。 私、一見したときには、少し配分おかしいかと思っても、実際にそれが正しくて、記載した可能性もあります。それを判断しようと思ったら事業所に行って、会計帳簿を全部、紐解く必要があるということになり、そこまでは現実的には困難ということになるかと思います。実際に帳簿を見てもそれがどの事業に対しての経理なのか、判断もつかないということもありますので、一定は信用する前提で見ていくしかないとは思いますが、追加でこういう資料があった方がいいと判断されれば、その都度、提出いただく形の対応の方がいいかと思います。
会長	次に、案件②のうち、選考方法について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料 8 関係)
会長	案件②のうち、選考方法について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。 案件②については、おおむね、事務局案で了承されたかと思えます。選考基準と選考方法は事務局案といたします。 事務局から、選考に関わることで、その他、何かありますか。
事務局	事務局から、お願いがございます。 次回の第 2 回審査会から、選考を行っていただきます。その際、公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している施設に勤務されている方などに

会長	つきましては、選考に関する利害関係者となりますので、審査委員としての採点につきましては、ご辞退いただくことが適當ではないかと考えております。現時点で委員の中に、これらに該当する可能性のある方が居られるかどうか、また、公募してみないとわからない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選考の前に、万一、そのようなケースに該当する場合はお申し出いただき、審査会の場で、ご確認いただいた上で、採点を辞退された場合の詳細な取り扱いについて、改めてご審議いただければと考えております。 この点につきまして、公募に先立ち、ご確認いただく必要があるのではないかと考え、ご提案させていただきます。よろしくお願いいたします。 ただ今、事務局から提案がありましたが、現時点では、まだ、どの法人から応募があるのか、わからない状態ですが、公募前に、公平性の観点から、事務局から説明のあった事態が生じた場合の対応を、はっきりさせておくということです。皆さん、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。 【委員了承】
会長	それでは、そのようなことが生じるかどうかは、現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係者については、採点をご辞退いただくということでお願いします。 以上で、選考方法については、おおむね、事務局案で了承されたかと思えます。なお、次回、第2回審査会で、書類審査の前に、応募法人の関係者に該当するかを含めて、もう一度、皆さんと選考方法について確認しますので、よろしくお願いいたします。 その他に何かありますか。
事務局	ここで改めまして、委員の皆さんにお願いがございます。本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づき、次回以降、採点を行なっていただくこととなります。 今後、法人の募集を行うに際し、本日の内容が外部に漏れますと、公平な選考の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せられていますので、この点について、くれぐれもご注意をお願いいたします。
会長	皆さん、十分ご理解いただいていることと思いますが、守秘義務といった点についてはご注意をお願いします。

	それでは、事務局から、法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について説明をお願いします。
事務局	（事務局説明 資料9 関係）
会長	ただいま事務局から、今後の審査会の流れについて説明がありました。皆さんと協力しながら、審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
委員	この週とわかっているなら、早めにお問い合わせできると助かります、日程調整を。11月16日～28日ぐらいまでですかね。
会長	この間で調整されるということですか。
事務局	その予定ですので、急ぎ連絡の上調整させていただきます。ただ、万が一応募がなかった際にはまた考えさせていただきます。
委員	応募者がすごく多かったら、2日間とかにならないですか。
事務局	一日で終わるようにしたいと考えております。
委員	今は無理なんですよ、日程調整。一人いらっしゃらないからね。
事務局	急ぎお部屋などの状況を見て調整させていただきますので、よろしくお願いします。
会長	また、これは会長としての意見ですが、法人経理については、なかなか、我々では判断できない部分、難しい部分になるように思います。法人経理の分野については、専門家である委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に説明いただければと考えていますが、皆さん、いかがでしょうか。
	【委員了承】
会長	委員、お願いしますでしょうか。
委員	了承しました。

会長	委員が法人経理の部分について、事前審査をしていただけるとのことですので、ご負担をおかけしますが、よろしくお願いします。 これで、本日の案件はすべて終了しました。その他、事務局からありましたらお願いします。
事務局	第2回審査会の日程につきましては、予定表を委員の皆様にもメールでお送りいたしますので、ご予約を記入後、事務局までメールにてお知らせいただきますようお願いいたします。 日程が決まりましたら、事務局からお知らせいたします。 事務局からは以上です。
会長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会します。